

お客様 各位

備前日生信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

いつも備前日生信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年4月1日（木）以降に新規開設いただく口座に適用させていただきます。

お客様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続きご愛顧のほど、あわせてお願い申し上げます。

1. 「未利用口座管理手数料」新設の目的

- (1)ご利用のない口座について、ご利用の再開を勧めるため。
- (2)今後ご利用になる予定のない口座について、マネー・ローンダリング等の不正利用の観点から解約をお勧めするため。
- (3)ご利用のない口座について、その管理に要している最低限のコストをご負担していただくことにより、常日頃より当金庫をご利用いただいているお客様へのサービス維持・向上を図るため。

2. 対象となる口座

2021年4月1日（木）以降に開設し、最終取引日から2年以上決算利息以外のお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座も含まれます）。

ただし、次の場合は、未利用口座管理手数料の対象外となります。

- (1)該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合
- (2)定期性預金および預かり資産（投資信託、保険、債券等）のお取引がある場合
- (3)お借入がある場合

※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

3. 未利用口座管理手数料

年間1,320円（税込）

- (1)お客様の口座が未利用口座となった場合、取引状況をお知らせする文書をお届けのご住所あてにご案内させていただきます。
- (2)ご案内を差し上げてから約3ヶ月経過後も該当口座に入出金等のお取引がない場合、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3)残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、該当口座を自動解約させていただきます。
なお、充当した未利用口座管理手数料のご返却および解約口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

本手数料はあくまでも2021年4月1日以降に口座開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象になることはありません。

なお、2021年3月31日以前に開設されている口座は本手数料の対象外となります。

以上